

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第二十一号

広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

「地域事務所長」を「県税事務所長」に、「広島県 地域事務所長」を「広島県
県税事務所長」に、「地域事務所(税務局又は税務局支局)」を「県税事務所」に改める。

第二条第二号中「地域事務所税務局」を「県税事務所」に改める。

第三条中「第一百七十五条、第二百六条、第六百九十九条の二十九、第七百条の四十四」
を「第一百四十条、第一百四十四条の五十五、第六百九十九条の二十九、第七百条の四十四」
号中「地域事務所税務局」を「県税事務所」に改める。

第十一条の七第一項中「第一百五十六条」を「第一百十二条の九」に、「第五十六条の十一
第二項」を「第四十三条の十六第二項」に改め、同条第二項中「第一百五十六条」を「第一百
十二条の九」に改める。

第十四条の八第一項、第二項及び第五項中「第七百条の十四の三第一項」を「第一百四十
四条の二十第一項」に改める。

第十四条第一項中「第一百四十五条」を「第一百五条(条例附則第十六条第三項の規定によ
り読み替えて適用する場合を含む。)」に改める。

第十五条第二項第六号中「第十八条」を「第八条の二十八」に、「第七百条の二十一の
二第一項」を「第一百四十四条の三十第一項」に改め、同項第八号中「第一百五十七条第二項
」を「第一百十二条の十一第二項」に、「第一百五十八条第一項」を「第一百十二条の十二第一
項(条例附則第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五十二条の
五において同じ。)」に改める。

第二十三条の六中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改める。
第二十五条第二項中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第五十二項」に改め、同
条第三項中「第五十三条第四十九項」を「第五十三条第五十三項」に改める。

第三十一条、第三十二条及び第三十四条中「広島県東広島地域事務所長」を「広島県西
部県税事務所長」に改める。

第三十九条から第五十二条までを次のように改める。

(自動車取得税の修正申告書の様式)

第三十九条 法第一百二十三条第二項の規定による修正申告は、別記様式第六十号による自

自動車取得税修正申告書によつてしなければならない。

(自動車取得税の徴収猶予等の手続)

第四十条 条例第百二条第一項に規定する申告書の様式は、別記様式第六十一号のとおりとする。

2 知事は、前項の規定による申告書を受理した場合は、その処分を決定し、猶予することとしたときは別記様式第六十一号の二による自動車取得税徴収猶予通知書によつて、猶予しないこととしたときは別記様式第十六号の七による徴収猶予（期間延長）不承認通知書によつて、これを通知するものとする。

3 知事は、法第二百二十五条第四項の規定により徴収猶予を取り消したときは、別記様式第六十一号の三による自動車取得税徴収猶予取消し通知書によつて、これを通知するものとする。

(自動車取得税の還付又は納付義務の免除の手続)

第四十一条 条例第百二条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第六十二号のとおりとする。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その処分を決定し、別記様式第六十二号の二による自動車取得税還付（を還付しない旨の）通知書によつて、これを通知するものとする。

3 知事は、法第二百二十五条第二項の規定により自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予した場合において、同条第一項の規定に該当することとなつたとき又は当該徴収猶予期間が満了したときは、別記様式第六十二号の三による自動車取得税納付義務免除（の納付義務を免除しない旨の）通知書によつて、当該徴収猶予を受けた者に通知するものとする。

4 条例第二百三条に規定する申請書の様式は、別記様式第六十二号の四のとおりとする。

5 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その処分を決定し、還付又は納付義務を免除することとしたときは別記様式第六十二号の五による自動車取得税還付（納付義務免除）通知書によつて、還付又は納付義務の免除をしないこととしたときは別記様式第六十二号の六による自動車取得税を還付（の納付義務を免除）しない旨の通知書によつて、これを通知するものとする。

(自動車取得税に係る徴収金の滞納処分)

第四十二条 自動車取得税に係る徴収金の滞納処分は、県内に住所を有する滞納者については、当該住所地を管轄する県税事務所に勤務する徴税吏員が行い、県外に住所を有する滞納者については、総務局財務部税務課に勤務する徴税吏員が行うものとする。
(軽油引取税の元売業者の届出)

第四十三条 県内に主たる事務所又は事業所を有する元売業者が主たる事務所又は事業所を他の都道府県に移転しようとするときは、移転しようとする日の五日前までに別記様式第六十三号による移転届出書を、広島県西部県税事務所長に提出しなければならない。

(軽油引取税の仮特約業者の指定等の手続)

第四十四条 広島県西部県税事務所長は、施行規則第八条の三十三に規定する書類を受理した場合は、その処分を決定し、仮特約業者として指定することとしたときは、別記様式第六十四号による軽油引取税仮特約業者指定通知書によつて当該申請をした者に通知するとともに、指定した旨を知事に報告するものとする。

2 広島県西部県税事務所長は、施行規則第八条の三十三に規定する書類を受理した場合において仮特約業者として指定しないこととしたときは、別記様式第六十四号の二による軽油引取税仮特約業者に指定しない旨の通知書によつて当該申請をした者に通知するものとする。

3 広島県西部県税事務所長は、法第二百四十四条の八第三項の規定により仮特約業者の指定を取り消したときは、別記様式第六十四号の三による軽油引取税仮特約業者指定取消し通知書によつて当該取消しに係る者に通知するとともに、指定を取り消した旨を知事に報告するものとする。

4 広島県西部県税事務所長は、法第二百四十四条の八第四項の規定により他の都道府県知事から仮特約業者の指定又は指定の取消しを行つた旨の通知を受けたときは、その旨を知事に報告するものとする。

5 知事は、第一項、第三項及び前項の規定による報告を受けたときは、その旨を広島県報に登載して公告するものとする。

6 県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者が主たる事務所又は事業所を他の都道府県に移転しようとするときは、移転しようとする日の五日前までに別記様式第六十三号による移転届出書を、広島県西部県税事務所長に提出しなければならない。

(軽油引取税の特約業者の指定等の手続)

第四十五条 広島県西部県税事務所長は、施行規則第八条の三十四に規定する書類を受理した場合は、その処分を決定し、特約業者として指定することとしたときは、別記様式第六十五号による軽油引取税特約業者指定通知書によつて当該申請をした者に通知するとともに、指定した旨を知事に報告するものとする。

2 広島県西部県税事務所長は、施行規則第八条の三十四に規定する書類を受理した場合において特約業者として指定しないこととしたときは、別記様式第六十五号の二による軽油引取税特約業者に指定しない旨の通知書によつて当該申請をした者に通知するものとする。

3 広島県西部県税事務所長は、法第二百四十四条の九第三項、第五項本文又は第六項後段の規定により特約業者の指定を取り消したときは、別記様式第六十五号の三による軽油引取税特約業者指定取消し通知書によつて当該取消しに係る者に通知するとともに、指定を取り消した旨を知事に報告するものとする。

4 広島県西部県税事務所長は、法第二百四十四条の九第二項又は第九項の規定により他の都道府県知事から特約業者の指定又は指定の取消しを行つた旨の通知を受けたときは、

その旨を知事に報告するものとする。

5 知事は、第一項、第三項及び前項の規定による報告を受けたときは、その旨を広島県報に登載して公告するものとする。

6 県内に主たる事務所又は事業所を有する特約業者が主たる事務所又は事業所を他の都道府県に移転しようとするときは、移転しようとする日の五日前までに別記様式第六十三号による移転届出書を、広島県西部県税事務所長に提出しなければならない。

(施行令第四十三条の十一第四号ロの保証の手続)

第四十六条 県内の納入地に係る施行令第四十三条の十一第四号ロの保証を行おうとする元売業者は、別記様式第六十六号による保証届出書を、広島県西部県税事務所長に提出しなければならない。

2 広島県西部県税事務所長は、前項の規定による保証届出書を受理した場合は、別記様式第六十六号の二による保証指定書によつて当該保証の金額及び期間について指定するものとする。

3 施行令第四十三条の十一第四号ロの保証は、別記様式第六十六号の三による保証書によつてするものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録申請等)

第四十七条 条例第一百十二条第一項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の申請書の様式は、別記様式第六十七号のとおりとする。

2 条例第一百十二条第二項又は第四項の規定による登録特別徴収義務者として登録する旨の通知は、別記様式第六十七号の二によつてするものとする。

3 条例第一百十二条第三項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の申請書の様式は、別記様式第六十七号のとおりとする。

4 条例第一百十二条第五項に規定する登録変更申請書の様式は、別記様式第六十七号の四のとおりとする。

5 条例第一百十二条第八項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、別記様式第六十七号の六によつてしなければならない。

6 条例第一百十二条第十項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の通知は、別記様式第六十七号の六によつてするものとする。

(軽油引取税に係る特別徴収義務者の証票を亡失した場合の措置)

第四十八条 法第一百四十四条の十六第一項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者の証票の交付を受けた者は、その証票を亡失したときは、遅滞なく、別記様式第六十八号による軽油引取税特別徴収義務者証亡失届を広島県西部県税事務所長に提出し、証票の再交付を受けなければならない。

第四十九条 広島県西部県税事務所長は、前条に規定する届出書を受け、その事実を確認したときは、遅滞なく、当該特別徴収義務者の証票が無効である旨を公告するものとする。

2 前項の公告は、広島県西部県税事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

(軽油引取税に係る免税の手続)

第五十条 条例第百十二条の三第一項（条例附則第十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の免税軽油使用者証（以下「免税軽油使用者証」という。）の交付申請は、同項に規定する免税軽油使用者（以下「免税軽油使用者」）といふ。の当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の県税事務所長に対して行わなければならぬ。ただし、免税軽油使用者は、特別の事情によりこれにより難い場合にあつては、主たる事務所若しくは事業所又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の県税事務所長に申請することができる。

2 免税軽油使用者は、前項ただし書の場合は、条例第百十二条の三第三項ただし書（条例附則第十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に該

当する場合を除き、当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の県税事務所長に対し、別記様式第六十九号の免税証交付申請先届出書を提出するとともに、その写しを免税軽油使用者証の交付を受けようとする県税事務所長に提出しなければならない。

3 免税軽油使用者は、第一項ただし書の場合において特別の事情がなくなつたときは、主たる事務所若しくは事業所又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の県税事務所長に対し、前項に規定する届出書を提出するとともに、その写しを当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の県税事務所長に提出しなければならない。

4 第一項の免税軽油使用者証の交付を申請する場合の申請書には、条例附則第十六条各号に掲げる機械、車両又は設備の明細について、市町村長の證明その他事実を証する書面を添付しなければならない。

5 条例第一百十二条の三第一項の免税軽油（以下「免税軽油」という。）の引取りは、条例第一百十二条の四第四項に規定する免税証と引換えに行わなければならない。

(軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じる場合の手続)

第五十二条 条例第百十二条の三第一項の規定によつて免税軽油使用者証の交付を受けた者は、その証を返納しようとするときは、別記様式第七十号の二による軽油引取税免税証等返納書を添えて交付を受けた県税事務所長に返納しなければならない。

2 前項の規定は、免税軽油使用者が免税証を返納しようとする場合についてこれを準用する。

第五十二条の次に次の十条を加える。

(軽油引取税に係る免税軽油使用者証等を亡失した場合の措置)

第五十二条の二　条例第百十二条の三第一項の規定によつて免税軽油使用者証の交付を受けた者は、その証を亡失したときは、遅滞なく、別記様式第七十一号による免税軽油使用者証亡失届にその事実を証するに足る証拠書類を添えて県税事務所長に提出し、免税軽油使用者証の再交付を受けなければならない。

2　免税軽油使用者は、免税証を亡失したときは、遅滞なく、別記様式第七十一号の二による免税証亡失届にその事実を証するに足る証拠書類を添えて県税事務所長に提出しなければならない。

3　第四十九条の規定は、前二項の場合についてこれを準用する。この場合において、同一条第一項中「広島県西部県税事務所長」とあるのは「県税事務所長」と、「前条」とあるのは「前二項」と、「当該特別徴収義務者の証票」とあるのは「当該免税軽油使用者証又は免税証」と、同条第二項中「広島県西部県税事務所」とあるのは「当該県税事務所」と読み替えるものとする。

（免税軽油の引取り等に係る報告書）

第五十二条の三　条例第百十二条の八第一項（条例附則第十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する報告書を提出する者は、当該報告書に別記様式第七十二号による明細書を添付しなければならない。

（軽油を返還した場合の手続）

第五十二条の四　条例第百十二条の十一第一項に規定する申請書の様式は、別記様式第七十三号のとおりとする。

2　条例第百十二条の十一第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第七十三号の二のとおりとする。

3　広島県西部県税事務所長は、条例第百十二条の十一第二項の規定により軽油引取税額及びこれに係る徴収金の還付申請があつた場合においてこれを承認したときは、別記様式第七十三号の三による通知書を交付するものとする。

（免税軽油以外の軽油の引取りを行つた後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における手続）

第五十二条の五　条例第百十二条の十二第一項に規定する申請書の様式は、別記様式第七十三号の四又は別記様式第七十三号の五のとおりとする。

2　広島県西部県税事務所長は、条例第百十二条の十二第一項の規定により軽油引取税額の納入免除申請又は軽油引取税額及びこれに係る徴収金の還付申請があつた場合においてこれを承認したときは、別記様式第七十三号の三による通知書を交付するものとする。（軽油を免税用途に供した事実及び数量についての承認申請書等の様式）

第五十二条の六　条例第百十二条の十三第一項（条例附則第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する承認申請書の様式は、別記様式第七十四号のとおりとする。

2　条例第百十二条の十三第二項（条例附則第十六条第三項の規定により読み替えて適用

する場合を含む。）に規定する承認書の様式は、別記様式第七十四号の二のとおりとする。

（軽油引取税に係る自動車用炭化水素油譲渡証を返納する場合の手続）

第五十二条の七 法第百四十四条の三十二第六項に規定する自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた者は、その証を返納しようとするときは、別記様式第七十五号による自動車用炭化水素油譲渡証返納書を添えて広島県西部県税事務所長に返納しなければならない。

（軽油引取税に係る自動車用炭化水素油譲渡証を亡失した場合の措置）

第五十二条の八 法第百四十四条の三十二第六項に規定する自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた者は、その証を亡失したときは、遅滞なく、別記様式第七十五号の二による自動車用炭化水素油譲渡証亡失届を広島県西部県税事務所長に提出し、証票の再交付を受けなければならない。

2 第四十九条の規定は、前項の場合についてこれを準用する。

（軽油引取税の引取りの報告等）

第五十二条の九 施行規則第八条の五十一第二項ただし書及び第八条の五十三第六項ただし書の規定による命令は、別記様式第七十六号による軽油引取税に係る命令書によつて行うものとする。

（軽油引取税の徴収猶予申請手続等）

第五十二条の十 条例第一百十二条の九に規定する申請書の様式は、別記様式第七十七号のとおりとする。

2 広島県西部県税事務所長は、前項の申請書を受理した場合は、その処分を決定し、別記様式第七十七号の二による軽油引取税徴収猶予通知書又は別記様式第十六号の七による徴収猶予（期間延長）不承認通知書によつて、これを通知するものとする。

3 法第百四十四条の二十九第二項において準用する法第十五条の三第三項の規定による通知は、別記様式第十六号の八による徴収猶予取消し通知書によつてするものとする。（軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の通知）

第五十二条の十一 広島県西部県税事務所長は、法第百四十四条の三十第一項の規定による申請を受理した場合は、その処分を決定し、別記様式第七十八号又は別記様式第七十八号の二による通知書によりこれを特別徴収義務者に通知するものとする。

第五十七条の四から第六十九条までを次のように改める。

第五十七条の四から第六十九条まで 削除

第六十九条の二を削る。

附則第二条の二から附則第二条の四までを削る。

附則第四条第三項中「第四条第一項」を「第一項」に改め、同条第六項中「第四十条の六第十五項第二号」を「第四十条の六第十七項第二号」に改め、同条第七項中「第七十条の四第八項」を「第七十条の四第十五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、

同条第九項中「第七十条の四第十一項」又「第七十条の四第十一項」に改め。

附記別記様式第五号中「第40条の6第15項第2号」又「第40条の6第17項第2号」に改め。

附記別記様式第六号及ら附記別記様式第七号中「第70条の4第8項」又「第70条の4第15項」に改め。

附記別記様式第八号中「第70条の4第11項」又「第70条の4第22項」に「管轄地域事務所長」又「管轄県税事務所長」に改め。

別記様式第一号中「地域事務所長及び地域事務所税務局」又「県税事務所長及び県税事務所」に改め。

別記様式第一号中「第175条、第206条、第699条の29、第700条の44」又「第140条、第144条の55、第175条、第206条」に「地域事務所長及び地域事務所税務局」又「県税事務所長及び県税事務所」に改め。

別記様式第八号中「

地域

」又「

県税

」に「

広島県

」又「

地域事務所税務局

」に改め。

別記様式第八号中「

広島県

」又「

県税事務所税務局

」に改め。

様式第5号の3(第6条関係)

(表)

- 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1第1の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合には100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

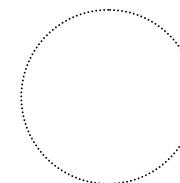
なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県（代表者広島県知事）を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙は、シーリング式はがきとする。

郵便はがき



住所（所在地）

〒

氏名（名称）

様

広島県

県税事務所長

個人事業税の納税通知が内側にあります。

(裏)

平成 年度 個人事業税納税通知書

所得内訳 平成 年分	事業種別 第 種	賦課番号	納税通知書番号
---------------	-------------	------	---------

	課税標準額 円	税率 /100	年税額 円
1期納期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		1期納付額 円
2期納期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		2期納付額 円

上記の金額を納期限までに納付してください。

平成 年 月 日

氏名（名称） 様

広島県 県税事務所長 印

別記様式第五中の四表)及び別記様式第五中の六表)」

「**地域**」 や 「**県税**」」

「広島県 地域事務所扱」 や 「広島県 県税事務所扱」 や 「広島県 地域事務所扱」 や 「広島

県 県税事務所扱」 に沿る。

別記様式第五中の八表)「広島県 地域事務所税務局」 や 「広島県 県税事務所」

「広島県 地域事務所税務局」 や 「広島県 県税事務所」 に沿る。

別記様式第五中の十表)「**地域**」 や 「**県税**」」 や 「広島県 地域事務所扱」 や 「

「広島県 県税事務所扱」 や 「広島県 地域事務所扱」 や 「広島県 県税事務所扱」 に沿る。

別記様式第五中の十一表)「地域コード」 や 「県税コード」 に沿る。

別記様式第五中の十二表)「地域」 や 「県税」 に沿る。

別記様式第五中の十二表)「第 700 条の 16 第 4 項又は同法第 700 条の 19 第 5 項」 や 「第 144 条の 22 第 4 項又は同法第 144 条の 25 第 5 項」 に沿る。

別記様式第六中の別記様式第六中の十一表)「**地域**」 や 「**県税**」」 や 「

「広島県 地域事務所扱」 や 「広島県 県税事務所扱」 や 「広島県 地域事務所扱」 や 「

「広島県 地域事務所税務局」 や 「広島県 県税事務所」 に沿る。

別記様式第六中の十二表)「**地域**」 や 「**県税**」」 や 「広島県 地域事務所扱」 や 「

「広島県 地域事務所税務局」 や 「広島県 県税事務所」 に沿る。

別記様式第六中の十三表)「**地域**」 や 「**県税**」」 や 「広島県 地域事務所扱」 や 「

「広島県 地域事務所税務局」 に沿る。

別記様式第七中の十二表)「**地域**」 や 「**県税**」」 や 「広島県 地域事務所扱」 や 「

「広島県 地域事務所税務局」 や 「広島県 県税事務所」 に沿る。

を^る。

別記様式第七中の「〔地域〕 や 「〔県税〕」 は、「広島県 地域事務所」

報」 や「広島県 県税事務所報」 と名ふ^る。

別記様式第十中の「〔地域〕 や 「〔県税〕」 と名ふ^る。

第129条及び第132条又は第133条 と名ふ^る。

別記様式第十中の「〔県税〕 「〔地域〕」 や 「〔県税〕」 は、「地域事務所」 や

「県税事務所」 と名ふ^る。

別記様式第十中の「〔地域〕 及び別記様式第十中の「〔県税〕」 は、「広島県 地域事務所報」

「〔地域〕 や 「〔県税〕」

「広島県 地域事務所税務局」 や 「広島県 地域事務所」 は、「広島県 地域事務所報」 や

「広島県 県税事務所」 と名ふ^る。

別記様式第十中の「〔地域〕 や 「〔県税〕」 は、「広島県 地域事務所税務局」 や 「広島県 地域事務所」

「〔地域〕 や 「〔県税〕」

と記述する十中の「〔地域〕 や 「〔県税〕」 と名ふ^る。

別記様式第十中の「〔地域〕 や 「〔県税〕」 は、「第11条、第25条の2、第30条、第46条、第57条の5、第69条関係」 や 「第11条、第25条の2、第30条、第40条、第46条、第52条の10関係」 と名ふ^る。

別記様式第十中の「〔地域〕 や 「〔県税〕」 は、「広島県 地域事務所」 や 「〔地域〕 や 「〔県税〕」 と名ふ^る。

別記様式第十中の「〔地域〕 や 「〔県税〕」 は、「〔地域〕 や 「〔県税〕」 と名ふ^る。

(8) 自動車税」 と名ふ^る。

別記様式第十十九中の「〔地域〕 や 「〔県税〕」 は、「広島県 地域事務所」

や「広島県 県税事務所」 と名ふ^る。

別記様式第四十一中の次のものへと名ふ^る。

広島県 県税事務所長様

第
平成
市
町
年
月
日
号
長印

個人の県民税徴収取扱費交付計算書

広島県税条例第43条第2項の規定によつて報告する個人の県民税に係る徴収取扱費の算定は次のとおりですからこれを交付してください。

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

¥

区分		分	算定基準	乗率	交付請求額
1 納税義務者数	当初賦課：賦課報告書（県税規則別記様式第39号の2）による。 各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税の納税義務者の数を広島県税条例第43条第1項で定める額に乗じて得た金額		人	3,000円 (4,000〃) (3,300〃)	① 円
	今回交付額（上記交付請求額の4分の1に相当する額）				〃
	当該年度における確定納税義務者数：賦課異動報告書（県税規則別記様式第39号の3）による。		人	3,000円 (4,000〃) (3,300〃)	② 〃
	当該年度における確定納税義務者数による増減（②-①）		〃	3,000円 (4,000〃) (3,300〃)	〃
	平成19年度以降に賦課決定をした納税義務者について、賦課取り消しをした場合における精算額（交付請求額から減じる額）		〃	3,000円 (4,000〃) (3,300〃)	△ 〃
2 過誤納金還付 ・充当金額	市町が徴収した個人の県民税に係る徴収金を、法第17条又は第17条の2の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する歳出還付の金額		円		〃
	平成18年改正法附則第6条第7項の規定によりみなして適用される同条第5項又は第6項の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該歳出還付の金額				〃
3 還付加算金	法第17条の4の規定によつて市町が加算した過誤納金に係る還付加算金に相当する金額		円		〃
4 報奨金	法第321条第2項の規定によつて市町が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額		〃		〃
5 配当割又は株式等 譲渡所得割の控除に係 る還付・充当金額	法第314条の8第3項の規定によりみなして適用される同条第2項の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額		〃		〃
合		計			〃

- (注) 1 平成19年度及び平成20年度は、賦課決定をされた個人の県民税の納税義務者の数に4,000円を乗じた額とすること。
 2 平成21年度は、賦課決定をされた個人の県民税の納税義務者の数に3,300円を乗じた額とすること。
 3 納税義務者数は、賦課報告書及び賦課異動報告書の本年度と過年度の納税義務者数の合計から本年度の分離課税に係る所得割の者を引いた数とすること。
 4 「当該年度における確定納税義務者数」、「当該年度における確定納税義務者数による増減（②-①）」及び「平成19年度以降に賦課決定をした納税義務者について、賦課取消しをした場合における精算額（交付請求額から減じる額）」欄は、4月報告時のみ記入すること。
 5 2から5までの「乗率」欄には、当該徴収取扱費の交付の対象となる期間に適用する県民税の払込案分率を記入すること。
 6 2下段の「交付請求額」欄には、実額を記入すること。
 7 4の「算定基準」欄には、算定期間の払込金額に係る報奨金の額を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第四十一号の二中「地域事務所長へ」又「県税事務所長へ」に改める。

別記様式第四十一号の大中「地域事務所に」又「県税事務所に」に改める。

別記様式第四十一号の八(裏)中「地域事務所長(税務局又は税務局支局)」又「県税事務所長」に改める。

別記様式第四十一号の十二「広島県広島地域事務所長」又「広島県西部県税事務所長」に改める。

別記様式第四十一号を次のよう改める。

受付 印	平成 年 月 日	(ふりがな)	主たる事務所等の所在地	〒	※処理	賦課番号	電算入力年月日	算入力年月日	索引簿登載日	担当者
		(ふりがな)								

広島県 県税事務所長様	法人名	(ふりがな)	代表者又は事業(資産)の経営(管理)責任者氏名	電話番号
-------------	-----	--------	-------------------------	------

法人設立届・法人の事務所等の設置届

次のとおり 法人を設立しました。

設立(設置)年月日	平成 年 月 日	事業年度又は連結事業年度	設立第1期	・	から	・	まで
資本金の額又は出資金の額	千円		第2期以降	・	から	・	まで
資本金等の額又は連結個別資本金等の額	千円						

事業又は資産の目的及び種類

法人税の納税地

広島県内の主たる事務所等の名称及び所在地

名称	所在地	事務所等を有している都道府県の数	設置年月日

上記以外の広島県内の事務所等の名称及び所在地

名称	所在地	設置年月日

青色申告の承認の有無

連結納税適用の有無

申告納付期限延長の有無
(申告納付期限の延長には別途手続が必要です。)

法人事業税

*この設立届・設置届を提出する法人が連結子法人の場合に記載してください。

*個人事業を法人組織とした場合に記載してください。

個人当時の事業主名

連絡親法人

所在地

電話番号

備考

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この届を提出する場合にあつては、「法人名」欄に法人課税信託の名称を併記してください。

3 次の書類を添付してください。

(1) 定款、寄附行為、規約又は規則の写し(法人課税信託に係る場合は、法人課税信託の契約書の写しその他法人課税信託の効力の発生の事実を証明する書類)

(2) 商業(法人)登記事項証明書

(3) その他参考となるもの

1 組織変更の場合は、この様式に準ずるものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

備考

別記様式第四十四号の二「地域事務所長に」や「県税事務所長に」に該当。^⑨

別記様式第四十四号の二「第53条第48項」や「第53条第52項」に該当。^⑩

「 第46項 第50項
別記様式第四十四号の二 「 第53条 第47項 第51項
第48項 第53条 第52項 」」

「第53条第46項若しくは第47項」や「第53条第50項若しくは第51項」^⑪、「同条第48項」や「同条第52項」に該当。^⑫

別記様式第四十四号の二「地域」や「県税」に該当。^⑬

別記様式第四十八号の二「地域事務所長(税務局又は税務局支局)」や「県税事務所長」^⑭、「地域事務所の税務局又は税務局支局」や「県税事務所」に該当。^⑮

別記様式第五十一号の二及び別記様式第六十号の二^⑯の様式及び別記様式第五十九号の二^⑰の様式^⑱、「広島県東広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」に該当。^⑲

別記様式第五十一号の二「※地域※コード」や「※県税※コード」に「広島県東広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」に該当。^⑳

別記様式第五十号の二^⑲の別記様式第五十号の二^⑳の様式^⑱及び別記様式第五十九号の二^⑰の様式^⑱、「広島県東広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」に改め。^㉑

別記様式第六十号の二^㉑の別記様式第七十八号の二^㉒に該当。^㉓

別記様式第八十五号の二^㉔の二^㉕、「第57条の4関係」や「第39条関係」^㉖、「附則第32条第7項」や「附則第12条の2の2第7項」に該当、^㉗「第40条関係」^㉘、「第699条の14第1項」や「第125条第1項」に該当、^㉙同様式を別記様式第六十号の二^㉚に該当。^㉛

別記様式第八十五号の二^㉚の二^㉛、「第57条の5関係」や「第40条関係」に該当、^㉜同様式を別記様式第六十号の二^㉚に該当。^㉝

別記様式第八十五号の二^㉚の二^㉛、「第57条の6関係」や「第41条関係」^㉞、「第699条の14第6項」や「第125条第6項」に該当、^㉟同様式を別記様式第六十号の二^㉚に該当。^㉟

別記様式第八十号の二^㉚の二^㉛、「第57条の6関係」や「第41条関係」^㉞、「第699条の14第1項」や「第125条第1項」に該当、^㉟同様式を別記様式第六十号の二^㉚に該当。^㉟

別記様式第八十号の二^㉚の二^㉛、「第57条の6関係」や「第41条関係」^㉞、「

第 699 条の 14 第 1 項」 や「第 125 条第 1 項」 に沿ひ、同様に同記様式第六十回の 111
ルト。

同記様式第八十回の 111 の 7 号「第 57 条の 6 関係」 や「第 41 条関係」 リ、「
第 699 条の 15 第 1 項」 や「第 126 条第 1 項」 に沿ひ、同様に同記様式第六十一回の 111
ルト。

同記様式第八十回の 111 の 8 号「第 57 条の 6 関係」 や「第 41 条関係」 リ、「
第 699 条の 15 第 1 項」 や「第 126 条第 1 項」 に沿ひ、同様に同記様式第六十一回の 111
ルト。

同記様式第八十回の 111 の 9 号「第 57 条の 6 関係」 や「第 41 条関係」 リ、「
第 699 条の 15 第 1 項」 や「第 126 条第 1 項」 に沿ひ、同様に同記様式第六十一回の 111
ルト。

同記様式第八十回の 111 の 10 号「第 58 条、第 58 条の 2、第 58 条の 3 関係」 や「第
43 条、第 44 条、第 45 条関係」 リ、「広島県広島地域事務所長」 や「広島県西部県税事
務所長」 に沿ひ、同様に同記様式第六十一回の 111 ルト。

同記様式第八十回の 111 の 11 号「第 58 条の 2 関係」 や「第 44 条関係」 リ、「広島県広島
地域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 リ、「第 700 条の 6 の 3 第 1 項」 や「第
144 条の 8 第 1 項」 に沿ひ、同様に同記様式第六十一回の 111 ルト。

同記様式第八十回の 111 の 12 号「第 58 条の 2 関係」 や「第 44 条関係」 リ、「広島県広島
地域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 に沿ひ、同様に同記様式第六十一回の 111
ルト。

同記様式第八十回の 111 の 13 号「第 58 条の 2 関係」 や「第 44 条関係」 リ、「広島県広島
地域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 に沿ひ、同様に同記様式第六十一回の 111
ルト。

同記様式第八十回の 111 の 14 号「第 700 条の 6 の 4 第 1 項」 や「第
144 条の 9 第 1 項」 に沿ひ、同様に同記様式第六十一回の 111 ルト。

同記様式第八十回の 111 の 15 号「第 58 条の 3 関係」 や「第 45 条関係」 リ、「広島県広島
地域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 に沿ひ、同様に同記様式第六十一回の 111
ルト。

同記様式第八十回の 111 の 16 号「第 45 条関係」 や「第 46 条関係」 リ、「広島県広島
地域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 に沿ひ、同様に同記様式第六十一回の 111
ルト。

同記様式第八十回の 111 の 17 号「第 56 条の 5 の 6 第 4 号」 や「第
43 条の 11 第 4 号」 に沿ひ、同様に同記様式第六十一回の 111 ルト。

同記様式第八十回の 111 の 18 号「第 58 条の 4 関係」 や「第 46 条関係」 リ、「広島県広島
地域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 に沿ひ、同様に同記様式第六十一回の 111
ルト。

地域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 リ、「第 18 条の 9」 や「第 8 条の 35」 リ
名も、同様式を別記様式第八十由ゆの十母「第 58 条の 4 関係」 や「第 46 条関係」 リ、「広島県広島
地域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 リ、「第 56 条の 5 の 6 第 4 号口」 や「第

43 条の 11 第 4 号口」 リ名も、同様式を別記様式第八十由ゆの十一由ゆ。
別記様式第八十由ゆの十一母「第 59 条関係」 や「第 47 条関係」 リ、「広島県広島地
域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 リ名も、同様式を別記様式第八十由ゆの十一由
別記様式第八十由ゆの十一母「第 59 条関係」 や「第 47 条関係」 リ、「広島県広島地
域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 リ名も、同様式を別記様式第八十由ゆの十一由
ナリ。

別記様式第八十由ゆの十母「第 59 条関係」 や「第 47 条関係」 リ、「広島県広島地
域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 リ名も、同様式を別記様式第八十由ゆの十一
由ナリ。

別記様式第八十由ゆの十母「第 59 条関係」 や「第 47 条関係」 リ、「広島県広島地
域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 リ、「第 700 条の 22 の 4」 や「第 144 条の 34」
リ名も、同様式を別記様式第八十由ゆの十母「第 59 条関係」 や「第 47 条関係」 リ、「広島県広島地
域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 リ、「第 152 条第 8 項」 や「第 112 条第 8 項
」 に改る、同様式を別記様式第八十由ゆの十母「第 59 条関係」 や「第 47 条関係」 リ、「広島県広島地
域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 リ、「第 700 条の 12 第 1 項」 や「第 144 条
の 16 第 1 項」 に名も、同様式を別記様式第八十由ゆの十母「第 59 条の 2 関係」 や「第 48 条関係」 リ、「広島県広
島地域事務所長」 や「広島県西部県税事務所長」 リ名も、同様式を別記様式第八十由ゆの
ナリ。

別記様式第八十由ゆの十母「第 60 条関係」 や「第 50 条関係」 リ、「地域事務所に
」 や「県税事務所に」 リ、「地域事務所名」 や「県税事務所名」 リ、「広島県 地域事
務所」 や「広島県 県税事務所」 リ名も、同様式を別記様式第八十由ゆの十母「第 60 条の 2 関係」
や「第 51 条関係」 リ、「第 700 条の 15 第 4 項」 や「第 144 条の 21 第 4 項」 に名も、同様式を別記様式第八十由ゆの十母「第 61 条関係」 や「第 52 条関係」 リ名も、同
記様式第七十由ゆの十一由ゆ。

別記様式第八十由ゆの十一母「第 62 条関係」 や「第 52 条の 2 関係」 リ名も、同様
式を別記様式第七十由ゆの十一由ゆ。
別記様式第八十由ゆの十一母「第 62 条関係」 や「第 52 条の 2 関係」 リ名も、同様
式を別記様式第七十由ゆの十一由ゆ。

別記様式第八十五号の「十一の二」に「第62条の2関係」に、「第52条の3関係」に認め、同様式を別記様式第七十一号とする。

別記様式第八十五号の二十三中「第 63

「広島県税事務所長」又は「広島県西部県税事務所長」と改め、同様式を別記様式第七十一号

別記様式第八十五弐の「十四廿「第 63 条関係」を「第 52 条の 4 関係」に、「広島県
広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改め、同様式を別記様式第七十三号
の二に付す。

別記様式第八十回中の「」十回中「第 63 条、第 64 条関係」及「第 52 条の 4、第 52 条の 5 関係」に、「広島県広島地域事務所長」及「広島県西部県税事務所長」に於て、回様式を別記様式第七十一回中の「」とある。

別記様式第八十五号の「十六番」〔第64条関係〕を「第52条の5関係」に、「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」に改め、同様式を別記様式第七十一号の四へやる。

別記様式第八十五号の「十七番」第64条関係を「第52条の5関係」に、「広島県
広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」に改め、同様式を別記様式第七十二号
の用ひやべ。

別記様式第八十五号の「十八中「第 65 条關係」或「第 52 条の 6 関係」に改め、同様式を別記様式第七十四号とする。

別記様式第八十五号の二十九「第 66 条關係」を「第 52 条の 7 関係」、「広島県広島市西区西条町二丁目六番地」に、別記様式第七十四号の一とす。

「広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」に改め、同様式を別記様式第七十五号とする。

別記様式第八十五号の二十一冊〔第66条の2 関係〕を「第52条の8 関係」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改め、同様式を別記様式第七十号の二十一冊。

司記録係は第8回田中「第68条關係」や「第52条の9關係」など、「広島県
広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」など、「第18条の22第2項
第18条の24第6項」など

「第8条の51第2項
第8条の53第6項」に改め、同様式を別記様式第七十六号とする。

別記様式第八十五号の二十一〔G〕「第69条関係」や「第52条の10関係」による

「広島県広島地域事務所長」及「広島県西部県税事
業課長」の区域コードをもつて、

務所長」に、「別記様式第 85 号の 32 の 3」及「別記様式第 77 号の 2」に改め、同様式を別記様式第七十七号とする。

別記様式第八十五号の三十一中「第 69 条の 2 関係」を「第 52 条の 11 関係」に改め、

同様式を別記様式第七十八号とする。

別記様式第八十五号の三十四中「第 69 条の 2 関係」を「第 52 条の 11 関係」に改め、同様式を別記様式第七十八号の三十五中「(税務局)」を置き、「附則第 19 条第 1・2 号」及「附則第 20 条第 1・2 号」に改める。

(納稅貯蓄組合法施行規則の一部改正)

第一条 納稅貯蓄組合法施行規則(昭和二十年広島県規則第十五号)の一部を次のよう改正文する。

第二条 「地域事務所長」を「県税事務所長」に改める。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第三条 広島県税事務取扱規則(昭和二十五年広島県規則第九十一号)の一部を次のよう改正文する。

「地域事務所長」を「県税事務所長」に、「広島県 地域事務所長」を「広島県

県税事務所長」に、「地域事務所長」を「県税事務所長」に改める。

第八条第二項中「並びに総務局財務部税務課及び地域事務所税務局に勤務する技術員等(職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十一号)附則第五項に規定する技術員等をいふ。)」(以下「税務職員」といふ。)を削り、同条第三項及び第四項中「税務職員」を「徴税吏員」に改め、同条第六項を削り、同条第五項中「税務職員」を「徴税吏員」に、「別記様式第四十号」を「別記様式第四十号の二」に改め、同項を同条第六項として、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 徴税吏員は、自動車取得税について、課税標準額等を調査する場合においては、別記様式第四十号による自動車取得税調査書によるものとする。

第八条第七項及び第九条中「税務職員」を「徴税吏員」に改める。

第十条第三号及び第四号を次のよう改める。

三 軽油引取税課税原簿 別記様式第五十二号

四 鉛区税台帳 別記様式第五十四号

第十一条第一項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 軽油引取税更正・決定決議書兼調査書 別記様式第四十四号

第十二条第二項第八号中「自動車税・自動車取得税」を「自動車取得税・自動車税」に

改め、同条第四項第八号中「別記様式第七十一号」を「別記様式第四十四号」に改め、同条第九項第一号中「自動車税・自動車取得税」を「自動車取得税・自動車税」に改める。

第十二条第九号中「自動車税・自動車取得税」を「自動車取得税・自動車税」に改める。

第十五条第一項中「第六百九十九条の十四第二項」を「第一百二十五条第二項」に、「第七百条の二十一第一項」を「第一百四十四条の二十九第一項」に改め、同条第二項中「第七百条の二十一第一項」を「第一百四十四条の二十九第一項」に、「第六百九十九条の十四第二項」を「第一百二十五条第二項」に、「第七百条の二十一第二項」を「第一百四十四条の二十九第二項」に改める。

第十八条の四第一項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第七百条の六の三第一項」を「第一百四十四条の八第一項」に改め、同条第二項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第七百条の六の三第三項」を「第一百四十四条の八第三項」に改める。

第十八条の五第一項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第七百条の六の四第一項」を「第一百四十四条の九第一項」に改め、同条第二項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第七百条の六の四第三項」を「第一百四十四条の九第三項」に改める。

第十八条の六第一項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第一百五十二条第二項」を「第一百十二条第二項」に改め、同条第二項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第一百五十二条第六項」を「第一百十二条第六項」に改める。

第十九条第一項中「第七百条の十四の三第一項」を「第一百四十四条の二十第一項」に、「第七百条の十四の三第二項、第七百条の二十一第二項」を「第一百四十四条の二十第二項、第一百四十四条の二十九第二項」に、「第一百五十六条」を「第一百十二条の九」に改める。

第二十条中「第七百条の十四の三第一項」を「第一百四十四条の二十第一項」に改める。

第二十二条第一項中「第七百条の二十一の二第一項」を「第一百四十四条の三十第一項」に、「第七百条の二十二第四項」を「第一百四十四条の三十一第四項（法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第五十七条の六」を「第四十一条」に改める。

第二十三条の二第一項中「第六十条第一項」を「第五十条第一項」に、「第七百条の十五第二項」を「第一百四十四条の二十一第二項（法附則第十二条の二の四第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第七百条の二十二第四項又は第五項」を「第一百四十四条の三十一第四項又は第五項（法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第二十三条の二中「第七百条の十五第四項」を「第一百四十四条の二十一第四項（法附則第十二条の二の四第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二十三条の三第一項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に

改め、同項第一号中「第七百条の六の二第一項」を「第一百四十四条の七第一項」に改め、同項第二号中「第七百条の六の二第一項」を「第一百四十四条の七第一項」に、「第五十六条の五の三」を「第四十三条の八」に改め、同項第三号中「第七百条の六の四第三項」を「第一百四十四条の九第一項」に改め、同項第五号中「第七百条の六の四第五項ただし書」を「第一百四十四条の九第五項ただし書」に改め、同項第六号中「第七百条の二十二の四第一項」を「第一百四十四条の九第三項」に改め、同項第五号中「第七百条の六の四第一項」に改め、同項第六号中「第七百条の二十二の四第一項」を「第一百四十四条の三十四第一項」に改め、同条第二項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改め、同項第一号中「第七百条の六の三第一項」を「第一百四十四条の八第一項」に改め、同項第二号中「第七百条の六の三第三項」を「第一百四十四条の八第三項」に改め、同項第三号中「第七百条の六の四第一項」を「第一百四十四条の九第一項」に改め、同項第四号中「第七百条の六の四第三項」を「第一百四十四条の九第三項」に改め、同項第五号中「第七百条の二十二の五第一項」を「第一百四十四条の三十五第一項」に改め、同条第三項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第五十八条、第五十八条の二第六項又は第五十八条の三第六項」を「第四十三条、第四十四条第六項又は第四十五条第六項」に改め、同条第四項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改め、同条第五項及び第六項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第七百条の六の四第一項」を「第一百四十四条の九第一項」に改め、同条第七項中「広島県広島地域事務所長」に、「第七百条の六の四第四項」を「第一百四十四条の九第四項」に改め、同条第八項中「第七百条の二十二の四第一項」を「第一百四十四条の三十四第一項」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改める。

第二十六条第一項中「税務職員」を「徴税吏員」に改め、「歳入歳出外現金」の下に「（地方法人特別税を除く。）」を加え、同条第二項中「税務職員」を「徴税吏員」に改め、同条第三項中「税務職員」を「徴税吏員」に、「税務出納員」を「出納員」に改め、同条第四項から第六項までの規定及び第八項から第十項までの規定中「税務職員」を「徴税吏員」に改める。

第二十六条の二第一項中「による納付書」を「若しくは施行規則第十一号の二様式による納付書」に改める。

第二十八条の二中「別表第一の下欄」を「別表第二の下欄」に改める。

第二十九条中第十一項を第十三項とし、同項の前に次の二項を加える。

12 県税事務所長は、戻出及び歳入歳出外現金の払出し又は支出及び歳入歳出外現金の払出しに係る誤払いを返納させるときは、別記様式第百五十七号の十の二による戻入調書兼歳入歳出外現金受入調書を会計管理者又は出納員に交付して、戻入すべきことを通知しなければならない。

第二十九条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「又は支出」を「支出又は払出しの」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、

第六項を第七項とし、同条第五項中「又は歳入歳出外現金払出調書」を「歳入歳出外現金払出調書、戻出充当調書兼歳入歳出外現金払出調書又は支出調書兼歳入歳出外現金払出調書」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 県税事務所長は、前二項に規定する場合において、地方法人特別税に係る過誤納金等を還付し、若しくは未納に係る徴収金に充當し、又は還付加算金を支払い、若しくは当該金額を未納に係る徴収金に充當するためには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める文書を出納員に交付して、その払い出しを命令又は通知しなければならない。

一 歳入金に係る過誤納金等の還付又は充当と併せて行う場合

別記様式第百五十七号の二の二による戻出充当調書兼歳入歳出外現金払出調書

二 歳出金に係る過誤納金等の還付又は充当と併せて行う場合

イ 還付又は未納に係る徴収金に充當するとき。

別記様式第百五十七号の四の二による支出調書兼歳入歳出外現金払出調書

ロ 還付加算金を支払い、又は当該金額を未納に係る徴収金に充當するとき。

別記様式第百五十七号の五の二による支出調書兼歳入歳出外現金払出調書

第二十二条第七項中「税務職員」を「徴税吏員」に改め、同条第十一項中「第五十七条の七」を「第四十二条」に改める。

別記様式第三号中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第三号の三及び別記様式第三号の五中 「地域」を「県税」に

改める。

別記様式第三号の六中「地域コード」を「県税コード」に改める。

別記様式第二十六号付表及び別記様式第二十八号付表中「地域事務所」を「県税事務所」に改める。

別記様式第三十四号中 「地域」を「県税」に改める。

別記様式第二十六号の二及び別記様式第二十六号の四中 「地域」を「県税」に

改める。

別記様式第十九号(表)中「第700条の3」を「第144条の2」、「第700条の6」を

「第144条の6」、「第700条の4第1項」を「第144条の3第1項」、「第700条の4第2項」を「第144条の3第2項」、「第700条の5第1号」を「第144条の5第1号」に改める。

別記様式第四十号を削り、別記様式第四十号の二を別記様式第四十号へ、同様式の次に次の二様式を加える。

別記様式第四十一号から別記様式第四十二号の八までの様式中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第四十一号の九から別記様式第四十一号の十四までの様式中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第四十二号の十五中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第四十四号を次のように改める。

様式第44号(第11条関係)

軽油引取税更正・決定決議書兼調査書

決裁者			担当者	調定年月日	業種	事務所又は事業所の名称		氏名(名称)		県税	賦課番号
実績年月	処理別	申告(既往)額				調査(更正・決定)額				差引増減額	加算金
		引渡(消費)等数量 (リットル)	非課税数量 (リットル)	課税標準量 (リットル)	税額 (円)	引渡(消費)等数量 (リットル)	非課税数量 (リットル)	課税標準量 (リットル)	税額 (円)		
合計	/\										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第五十三号を削り、別記様式第五十四号を別記様式第五十三号とし、同様式の
次に次の二様式を加える。

様式第54号(第10条関係)

(表)

権利設定登録		権利登録番号		権業権者又は鉱業代理人登録理由及び年月日	
登録番号	権第号	住所(所在地)	氏名(名称)		
鉱区所在地					
鉱種名		・	・		
存続期間	平成 年 月 日まで	平成 年 月 日まで延長	平成 年 月 日まで延長	・	・
面延	当初面積(延長)				
平成 年 月 日異動					
平成 年 月 日異動		・	・		
平成 年 月 日異動					
平成 年 月 日異動		・	・		
摘要	・				
納税人	住所(所在地)				
管理者	氏名(名称)				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

年度別 納稅通知 書番号	税額 円	調定 年月日	納期限 金最終日	軽減延滞 年月日	収入 年月日	摘要
		・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	
		・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	

中 横 省 略

別記様式第五十七号の二及び別記様式第五十七号の四中「地域」を「県税コード」を「コード」に改め。

別記様式第五十八号及び別記様式第五十九号中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第六十号の二中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第六十号の二の二及び別記様式第六十号の二の三中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第六十号の三中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第六十一号中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第六十七号中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第六十七号の二中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第六十七号の二の二及び別記様式第六十七号の二の三中「地域」を「県税」に改める。

税に改める。

別記様式第六十八号及び別記様式第六十九号中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第七十一号を削る。

別記様式第七十一号の二中「地域」を「県税」に改め、同様式を別記様式第七十一号にする。

別記様式第七十一号中「附則第19条1号」を「附則第20条1号」に改める。

別記様式第七十一号中「自動車税・自動車取得税」を「自動車取得税・自動車税」と、「地域」を「県税」に改める。

別記様式第七十一号の二中「自動車税・自動車取得税」を「自動車取得税・自動車税」に改める。

別記様式第七十四号及び別記様式第七十五号中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第七十六号から別記様式第七十六号の大半の様式中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第七十七号及び別記様式第七十八号中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第七十九号中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第八十号及び別記様式第八十一号中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第八十二号を次のよつに改める。

様式第83号(第13条関係)

その1

県税調定収入済額調

平成 年月日現在

平成 年度			県税調定収入済額調												
区分 税目		予算(決算見込)額 千円	本月調定額 円	調定累計額 円	本月収入額 円	収入累計額 円	過誤納額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	調定に対する収入率 本年 %	予算(決算見込)に対する進ちょく率 前年 %	前年同期比率			
												調定			
県民税	個人	均等割 所得割	現滞計	個県
		配当割	現滞計	配当
		株式等譲渡所得割	現滞計	譲渡所
		計	現滞計	小計
	法人	現滞計	法県
		利子割	現滞計	利子
	計		現滞計	小計
	個人		現滞計	個人
	法人		現滞計	法事
	計		現滞計	小計
事業税	個人		現滞計	個人
	法人		現滞計	法事
	計		現滞計	小計
法人二税			現滞計	法二
地方消費税	譲渡割		現滞計	譲
	貨物割		現滞計	貨
	計		現滞計	計

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

その2

平成 年度

平成 年 月 日現在

区分 税目	予算(決算見込額) 千円	本月調定額 円	調定累計額 円	本月収入額 円	収入累計額 円	過誤納額 円	不 納 欠 損 額 円	収入未済額 円	調定に対する収入率 本年 %	予算(決算見込)に対する進ちょく率 本年 %	前年同期比率						
											調定						
											本年 %	前年 %					
不動産取得税	現滞計										・	・	・	・	・	・	不動産
県たばこ税	現滞計										・	・	・	・	・	・	たばこ
ゴルフ場利用税	現滞計										・	・	・	・	・	・	ゴルフ
自動車取得税	現滞計										・	・	・	・	・	・	自取
軽油引取税	現滞計										・	・	・	・	・	・	軽油
自動車税	現滞計										・	・	・	・	・	・	自動車
鉱区税	現滞計										・	・	・	・	・	・	鉱区
狩猟税	現滞計										・	・	・	・	・	・	狩猟
産業廃棄物埋立税	現滞計										・	・	・	・	・	・	産廃

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

その3

平成 年度

平成 年 月 日現在

区分 税目	予算(決算見込額) 千円	本月調定額 円	調定累計額 円	本月収入額 円	収入累計額 円	過誤納額 円	不 納 欠損額 円	収入未済額 円	調定に対する収入率 本年 %	予算(決算見込)に対する進ちょく率 前年 %	前年同期比率		
											調定	収入	
旧法による税	特別地方消費税	現滞計									・	・	特消
	狩獵者登録税	現滞計									・	・	旧狩獵
	自動車取得税	現滞計									・	・	旧自取
	軽油引取税	現滞計									・	・	旧軽油
	計	現滞計									・	・	計
合 計		現滞計									・	・	合計

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

その4

平成 年度

平成 年 月 日現在

区分 税目	予算(決算見込額) 千円	本月調定額 円	調定累計額 円	本月収入額 円	収入累計額 円	過誤納額 円	不 納 欠 損 額 円	収入未済額 円	調定に対する収入率	予算(決算見込)に対する進ちょく率	前年同期比率		
											調 定	収 入	
合 計	現滞計								・	・	・	・	合 計

(証紙収入・証紙代金収納計器収入)

自動車税									・	・	・	・	・	自動車
自動車取得税									・	・	・	・	・	自 取
狩猟税									・	・	・	・	・	狩 猎
合 計									・	・	・	・	・	合 計

(現金出納検査調書の額)

県税合計	現滞計								・	・	・	・	・	県合 税計
地方消費税 清算金									・	・	・	・	・	清
地方法人特別譲与税									・	・	・	・	・	特 譲
地方揮発油譲与税									・	・	・	・	・	揮 譲
石油ガス譲与税									・	・	・	・	・	石 譲
地方道路譲与税									・	・	・	・	・	道 譲
航空機燃料 譲与税									・	・	・	・	・	航 譲
合 計									・	・	・	・	・	合 計

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

その5

県 税 税 外 調 定 収 入 濟 額 調

平成 年度												平成 年 月 日現在		
区 分 税 目	予算(決算 見込)額 千円	本 月 調 定 額 円	調 定 累 計 額 円	本 月 収 入 額 円	収 入 累 計 額 円	過 誤 納 額 円	不 納 欠 損 額 円	収 入 未 濟 額 円	調定に對す る収入率 本年 %	予算(決算 見込)に對 する進ちょ く率 前年 %	前 年 同 期 比 率		延滞金	
											調 定	收 入		
延 滞 金										
過 少 申 告 加 算 金	現 滯 計									
不 申 告 加 算 金	現 滯 計									
重 加 算 金	現 滯 計									
滯 納 処 分 費										
計										
総 合 計										

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

別記様式第九十回の「第 35 号の 2 様式」及「第 16 号の 11 様式」に該文。^⑨

別記様式第五回の「別記様式第 85 号の 1 の 12 の 2」及「別記様式第 61 号の 2」に改文。^⑩

別記様式第五回の「地域 や 「県税 や コード」」及「別記様式第 85 号の 32 の 2」

及び別記様式第 85 号の 32 の 3 及「別記様式第 77 号及び別記様式第 77 号の 2」に該文。^⑪

別記様式第五回の「地域 や 「県税 や コード」」及「別記様式第 85 号の 3」

別記様式第五回の「地域 や 「県税 や コード」」に該文。^⑫

別記様式第五回の「別記様式第 85 号の 1 の 12 の 3」及「別記様式第 61 号の 3」に改文。^⑬

別記様式第五回の「広島県広島地域事務所長」及「広島県西部県税事務所長」に改文。^⑭

別記様式第五回の「第 700 条の 6 の 3 第 1 項」及「第 144 条の 8 第 1 項」に「別記様式第 85 号の 2」を「別記様式第 64 号」に改文。^⑮

別記様式第五回の「広島県広島地域事務所長」及「広島県西部県税事務所長」に「別記様式第 85 号の 3」及「別記様式第 64 号の 2」に改文。^⑯

別記様式第五回の「別記様式第 85 号の 4」及「別記様式第 64 号の 3」に改文。^⑰

別記様式第五回の「広島県広島地域事務所長」及「広島県西部県税事務所長」に「別記様式第 85 号の 7」及「別記様式第 65 号の 3」に改文。^⑱

別記様式第五回の「第 700 条の 6 の 4 第 1 項」及「第 144 条の 9 第 1 項」に「別記様式第 85 号の 5」を「別記様式第 65 号」に改文。^⑲

別記様式第五回の「広島県広島地域事務所長」及「広島県西部県税事務所長」に「別記様式第 85 号の 6」及「別記様式第 65 号の 2」に改文。^⑳

別記様式第五回の「広島県広島地域事務所長」及「広島県西部県税事務所長」に「別記様式第 85 号の 7」及「別記様式第 65 号の 3」に改文。^㉑

別記様式第五回の「別記様式第 85 号の 25」及「別記様式第 73 号の 3」に改文。^㉒

別記様式第五回の「別記様式第 85 号の 33」及「別記様式第 78 号」に改文。^㉓

別記様式第五回の「第 699 条の 14 第 1 項」及「第 125 条 第 1 項」に改文。^㉔

別記様式第五回の「別記様式第 85 号の 1 の 12 の 5」及「別記様式第 62 号の 2」に改文。^㉕

別記様式第五回の「第 699 条の 14 第 1 項」及「第 125 条第 1 項」に「別記様式第 85 号の 1 の 12 の 6」及「別記様式第 62 号の 3」に改文。^㉖

別記様式第五回の「第 699 条の 15 第 1 項」及「第 126 条第 1 項」に「別記様式第 85 号の 1 の 12 の 7」及「別記様式第 62 号の 4」に改文。^㉗

記様式第85号の1の12の8」及「別記様式第62号の5」を参照。

別記様式第61号の17項の末句「第609条の15第1項」を「第126条第1項」と記入する。

記録式第 03 号の 1 の 12 の 9】を「記録式第 02 号の 6」に改め。

別記様式第百二十九「広島県広島地域事務所長」又「広島県西部県税事務所長」

同上

「第 700 条の 6 の 2 第 1 項」 及び 「第 144 条の 7 第 1 項」 又は 「第 56 条の 5 の 3」 又は 「第

別記様式第百三十二

」と「第700条の6の4第1項」と「第144条の9第1項」を詰め込む。

別語林^{古鏡}——一書三三七·廣南采法歸境事務川長

」
ノル
ニ格
ル者
第 5 項本文
心
第 144 条の 9
ノル
ニ格
ル者
第 5 項本文
心
第 5 項本文
本
文

める。

別記様式第廿三十一号の四廿「広島県広島地域事務所長」及「広島県西部県税事務所長」

別記様式第百二十一号の五中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西

」
第 700 条の 22 の 4
第 1 項 第 2 項
第 1 項 第 2 項
第 144 条の 34
に當る。

第3項」

別記様式第百三十号の六甲山岳島原島地政事務所長を「島原西部原税事務所長」に改めた。

別記様式第五百一十一号の七廿一〔広島県広島地政事務所長〕を〔広島県西

別記様式第百三十一号の八中「広島県広島地域事務所長」及「広島県西部県税事務所長

〔第100条の4第1項〕及び〔第144条の2第1項〕に付べ。

「第144条の9 第5項本文 第3項
」に、第6項後段を加え、「第3項本文 第5項本文 第6項後段」に改められた。

める。

別記様式第百二十一号の十二「広島県広島地政事務所長」を「広島県西部県税事務所長

〔第144条の35 第1項 第2項〕に密々。」
〔第700条の22の5 第1項 第2項〕に密々。

別記様式第百三十一号の十の二及び別記様式第百三十一号の十の三「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改める。

別記兼式第百三十二号の十一及び別記兼式第百三十三号

所長」や「広島県西部県税事務所長」は、「第700条の6の4第1項」や「第144条の9第1項」を名ふ。

〔昭和四〇年六月三十日〕〔法島県法島地政事務所長〕〔法島県西部県税事務所長〕^ニ、「第700条の6の4第4項」^ニ、「第144条の9第4項」^ニ附文^ノ。
同記表紙印^ハ「十一」印^ハ、〔法島県法島地域事務所長〕^ニ、「法島県西部県税事務所長」^ニ、「第700条の22の4第3項」^ニ附文^ノ。
〔第1項 第2項 第3項〕^ニ、「第144条の34第3項」^ニ附文^ノ。

に改める。

別記様式第百三十八号の二(表)中
「地域コード」を「県税コード」に改める。

別記様式第百三十八号の三(表)から別記様式第百三十八号の五(表)までの様式中「西暦ロー
ド」を「西暦ローイ」に改める。

前年県税」に詰める。

別記様式第四十九号中
「地域」を
「県税」に、「広島県
地域事務所税務
」と略す。

周」「廣島県
祭祝事務所」之訖也。

別記様式第百四十号中
「地域」を「県税」に、
「区域」を「区域」に

國稅局印

別記様式第百四十一号中「広島県 地域事務所」及「広島県 県税事務所」に改め
る。

別記様式第四十四号廿
〔 広島県 県税事務所 出納員 〕
〔 広島県 地域事務所 税務出納員 〕

二〇四

別記様式第百四十五号中「地域」を「県税」に改める。

別記様式第百四十八号から別記様式第百五十号までの様式中「広島県地域事務所」

「廣島県
県税事務所
に参入。

別記様式第百五十用防母「地域事務所」(税務局又は税務局支局)を「国税事務所」(税務局又は税務局支局)と表記する。

改める。

別記様式第百五十七号の11中「地域事務所」を「県税事務所」と、「□ 地域」を「□ 県税」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第157号の3の2(第29条関係)

収支等命令者

決裁	
----	--

出納員

決裁	
----	--

戻 出 充 当 調 曹 兼 歳 入 歳 出 外 現 金 払 出 調 曹							県税事務所
納付(納入)済額	正 当 額	過 誤 納 額	充 当 額	差 引 還 付 額			
円 ()	円 ()	円 ()	円 ()	年度(区分) 年度 一般会計歳入金 及び歳入歳出外現金	科目 別紙科目仕訣 書のとおり	年度(区分) 年度 一般会計歳入金 及び歳入歳出外現金	科目 別紙科目仕訣 書のとおり
受取人 住所(所在地) 氏名(名称) 外 名 (内訳は別紙債権者(受取人)内訳書のとおり)		起案年月日	年 月 日	資金交付番号			
		収支等命令者 決裁年月日	年 月 日	支払方法	件 数	金 額	
		出納員決裁年月日	年 月 日		件	円 ()	
		支払指定年月日	年 月 日				
		資金交付年月日	年 月 日			()	

(注) 別記様式第157号の2の過誤納金等還付・充当計算書兼還付加算金計算書を添付すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 小切手払によりこの様式を使用する場合には、この様式中「資金交付年月日」とあるのは「小切手振出年月日」に、「資金交付番号」とあるのは「小切手振出番号」に書き替えるものとする。

付表1

科 目 仕 訳 書

県税		款	項	目	節	過誤納額		充當額	還付額	備考
金	額					件数				
合計										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

付表1の2

科 目 仕 訳 書(地方法人特別税用)

県税		区分	種類		過誤納額		充当額	還付額	備考
金額	件数								
合計									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

付表1の3

科 目 仕 訳 書(充当先内訳書)

県税				
款	項	目	節	充 当 領

合計
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

付表2

債 權 者 内 訳 書 (戻出調書兼歳入歳出外現金払出調書用)

県税

支払日：

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

付表3

受取人内訳書 (戻出調書兼歳入歳出外現金払出調書用)

県税

支払日：

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

付表4

受取人内訳書(歳入歳出外現金受入用)

県税		支払日:		
頁番号	公金振替先科目	金額	住所・所在地及び	氏名・名称

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第百五十七号の図中 「地域事務所」 や 「県税事務所」 は、「□ 県税」 に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

「□ 地域」 を

様式第157号の4の2(第29条関係)

収支等命令者

決裁	
----	--

出納員

決裁	
----	--

支 出 調 書
兼 歳 入 歳 出 外 現 金 払 出 調 書

県税事務所

年 度 (区 分)	目	事 業	節	金 額
年 度 一般会計歳出金 及び歳入歳出外現金				円
受取人 住所(所在地) 氏名(名称) 外 名 (内訳は別紙債権者(受取人)内訳書のとおり)	起案年月日	年 月 日	資金交付番号	
	収支等命令者 決裁年月日	年 月 日	支 払 方 法	件 数 金 額
	出納員決裁年月日	年 月 日		件 () 円
	支払指定年月日	年 月 日		()
	資金交付年月日	年 月 日		()
	債務確定年月日	別添の計算書の過誤納等 発生年月日のとおり		

(注) 別記様式第157号の2の過誤納金等還付・充当計算書兼還付加算金計算書を添付すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 小切手払によりこの様式を使用する場合には、この様式中「資金交付年月日」とあるのは「小切手振出年月日」に、「資金交付番号」とあるのは「小切手振出番号」に書き替えるものとする。

付表1

債 權 者 内 訳 書 (支出調書兼歳入歳出外現金払出調書用)

県税

支払日：

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

付表2

受取人内訳書 (支出調書兼歳入歳出外現金払出調書用)

県税

支払日：

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第百五十七号の五中「地域事務所」を「県税事務所」とし、「県税」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

「地域」を

様式第157号の5の2(第29条関係)

収支等命令者

決裁	
----	--

出納員

決裁	
----	--

県税事務所

支出調書兼歳入歳出外現金払出調書
(公 金 振 替 用)

年 度 (区 分)	目	事 業	節	金 領
年 度				円
一般会計歳出金 及び歳入歳出外現金				
受取人 住所(所在地) 氏名(名称) 外 名 (内訳は別紙債権者(受取人)内訳書のとおり)	起 案 年 月 日	年 月 日	公 金 振 替 書 番 号	
	收 支 等 命 令 者 決 裁 年 月 日	年 月 日	振 所 属	
	出 納 員 決 裁 年 月 日	年 月 日	替 年 度 (区 分)	年 度 一 般 会 計 岁 入 金 及 び 岁 入 岁 出 外 現 金
	支 払 指 定 年 月 日	年 月 日	先 科 目	別紙科目仕訳書のとおり
	公金振替書発行年月日	年 月 日		
	債 务 確 定 年 月 日	別添の計算書の過誤納等 発生年月日のとおり		

(注) 別記様式第157号の2の過誤納金等還付・充当計算書兼還付加算金計算書を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

付表1

科 目 仕 訳 書 (充 当 先 内 訳 書)

県税				
款	項	目	節	充 当 額
				円
合 計				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

付表2

債 権 者 内 訳 書 (公金振替用)

県税				支払日:
頁番号	公 金 振 替 先 科 目	金 額	住 所 ・ 所 在 地 及 び 氏 名 ・ 名 称	
	* * * * * * 合 計 * * * * * *			
	* * * * * * 合 計 * * * * * *			
	* * * * * * 合 計 * * * * * *			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

付表3

受取人内訳書(公金振替用)

県税		支払日:	
頁番号	公金振替先科目	金額	住所・所在地及び氏名・名称
	* * * * * * 合計 * * * * * *		
	* * * * * * 合計 * * * * * *		
	* * * * * * 合計 * * * * * *		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第百五十七号の六から別記様式第百五十七号の八までの様式中「地域事務所」を「県税事務所」に改める。

別記様式第百五十七号の九中「地域事務所」を「県税事務所」に改める。

別記様式第百五十七号の十中「地域事務所」を「県税事務所」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第157号の10の2(第29条関係)

収支等命令者

決裁	
----	--

出納員

決裁	
----	--

戻 入 調 現 受 入 調 書

県税事務所

年 度 (区 分)	款 (種類)	項	目	事 業	節	金 領
						円
納入者 住所(所在地)・氏名(名 称)	戻 入 の 理 由	起 案 年 月 日	年 月 日	戻 入 す べ き 金 額 の 明 細	資金交付年月日	年 月 日
		収支等命令者 決 裁 年 月 日	年 月 日		支 払 方 法	
		出納員決裁年月日	年 月 日		案 内 番 号	
		納 入 通 知 書 発 行 年 月 日	年 月 日		受 住 所 (所 在 地)	
		納入通知書番号			取 氏 名 (名 称)	
		納 期 限	年 月 日			
		納 入 年 月 日	年 月 日			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第二百五十号付表中「地域コード」を「県税コード」に改める。

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和四十一年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「地域事務所の」を「県税事務所の」に、「地域事務所長」を「県税事務所長」に改める。

別記様式第一号から別記様式第二号までの様式中「広島県 地域事務所長」を「広島県 県税事務所長」に改める。

(証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部改正)

第五条 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和四十七年広島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一百十九条第四項及び第一百四十三条の八第三項」を「第一百条第三項及び第一百十九条第四項」に、「自動車税の払込み及び自動車取得税の納付」を「自動車取得税の納付及び自動車税の払込み」に改める。

第三条第一項中「第一百十九条第三項前段及び第一百四十二条の八第二項前段」を「第一百条第二項前段及び第一百十九条第三項前段」に改め、同条第二項中「第一百十九条第三項後段及び第一百四十三条の八第二項後段」を「第一百条第二項後段及び第一百十九条第三項後段」に改める。

第四条第一項中「第一百十九条第三項前段又は第一百四十三条の八第二項前段」を「第一百条第二項前段又は第一百十九条第三項前段」に改め、同条第二項中「第一百十九条第三項後段又は第一百四十三条の八第二項後段」を「第一百条第二項後段又は第一百十九条第三項後段」に改める。

別記様式第三号中「自動車税・自動車取得税」を「自動車取得税・自動車税」に改める。

(農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和四十七年広島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「地域事務所の」を「県税事務所の」に、「地域事務所長」を「県税事務所長」に改める。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「広島県 地域事務所長」を「広島県 県税事務所長」に改める。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第七条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（昭和六十二年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「地域事務所の」を「県税事務所の」に、「地域事務所長」を「県税事務所長」に改める。

別記様式第一号から別記様式第二号までの様式中「広島県 地域事務所長」を「広島県 県税事務所長」に改める。

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部改正)

第八条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(平成三年広島県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

「広島県 地域事務所長」を「広島県 県税事務所長」に改める。

別記様式第七号付表及び別記様式第八号付表中「地域事務所長」を「県税事務所長」に改める。

(滞納処分に使用する通知書の様式等に関する規則の一部改正)

第九条 滞納処分に使用する通知書の様式等に関する規則(平成四年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

「地域事務所長」を「県税事務所長」に、「広島県 地域事務所長」を「広島県 県税事務所長」に、「広島県 地域事務所」や「広島県 県税事務所」に、「地域事務所(税務局又は税務局支局)」を「県税事務所」に改める。

第三十七条、第四十条第一項、第四十三条规定第二項及び第四十五条第二項中「地域事務所」を「県税事務所」に改める。

別記様式第一百三十号から別記様式第一百三十一号までの様式中「(地域事務所長」を「(県税事務所長」に改める。

(離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第十条 畦島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成五年広島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中「地域事務所の」を「県税事務所の」に、「地域事務所長」を「県税事務所長」に改める。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「広島県 地域事務所長」を「広島県 県税事務所長」に改める。

(過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第十一條 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十二年広島県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中「地域事務所の」を「県税事務所の」に、「地域事務所長」を「県税事務所長」に改める。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「広島県 地域事務所長」を「広島県 県税事務所長」に改める。

(広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の一部改正)

第十二条 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則（平成十五年広島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号、別記様式第八号及び別記様式第十一号中 「基準」を「基準」に改める。

「基準」
「基準」

に改める。

別記様式第十三号中 「基準」を「基準」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（旧様式による用紙に関する経過措置）

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。